

総社市水道料金未納整理事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第3号

総社市水道料金未納整理事務取扱規程の一部を改正する規程

総社市水道料金未納整理事務取扱規程（平成19年総社市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
<p>(督促状)</p> <p>第2条 市長は、総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号）第2条に規定する納付期日を経過しても納入のない者に対し、納入期限を定め、納付期日後20日以内に督促状により督促する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(給水停止の予告)</p> <p>第3条 市長は、前条第2項に定める納入期限を経過しても納入のない者が、次の各号のいずれかに該当するときは、納入期限を定め、給水停止予告書により、給水停止を予告するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給水停止の通知)</p> <p>第4条 市長は、前条第2項に定める納入期限を経過しても、納入のない者に対し、給水停止日を定め、給水停止通知書により、給水停止を通知するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(督促状)</p> <p>第2条 市長は、総社市給水条例施行規程（平成17年総社市水道事業管理規程第12号。）第2条に規定する納付期日を経過しても納入のない者に対し、納入期限を定め、納付期日後20日以内に督促状<u>（様式第1号）</u>により督促する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(給水停止の予告)</p> <p>第3条 市長は、前条第2項に定める納入期限を経過しても納入のない者が、次の各号のいずれかに該当するときは、納入期限を定め、給水停止予告書<u>（様式第2号）</u>により、給水停止を予告するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給水停止の通知)</p> <p>第4条 市長は、前条第2項に定める納入期限を経過しても、納入のない者に対し、給水停止日を定め、給水停止通知書<u>（様式第3号）</u>により、給水停止を通知するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、こ</p>

改正後	改正前
<p>(給水停止の執行)</p> <p>第5条 市長は、給水停止通知書に定めた給水停止日までに、納入のない者に対し、給水停止執行書により通知し、給水停止を執行するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(給水停止の執行猶予)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項に定める者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、給水停止の執行を猶予することができる。</p> <p>(1) 未納料金の一部を納入し、かつ、残金について水道料金分納誓約書(以下「分納誓約書」という。)の提出があったとき。ただし、残金の分納期間は、原則として1年を超えることはできない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。</p>	<p>の限りではない。</p> <p>(給水停止の執行)</p> <p>第5条 市長は、給水停止通知書に定めた給水停止日までに、納入のない者に対し、給水停止執行書(様式第4号)により通知し、給水停止を執行するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(給水停止の執行猶予)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項に定める者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、給水停止の執行を猶予することができる。</p> <p>(1) 未納料金の一部を納入し、かつ、残金について水道料金分納誓約書(様式第5号。以下「分納誓約書」という。)の提出があったとき。ただし、残金の分納期間は、原則として1年を超えることはできない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>様式第1号(第2条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第2号(第3条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第3号(第4条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第4号(第5条関係)</u> 略</p> <p><u>様式第5号(第6条関係)</u> 略</p>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。